

目黒区登録業者の指名停止措置について

番号	事業者名	所在地	指名停止期間	理由	措置基準
1	■■■■■	■■■■■	<p>※現在指名停止中 平成28年8月3日から 平成30年2月2日まで (18か月間) + 平成30年2月3日から 平成30年8月2日まで (6か月間) ↓ 平成28年8月3日から 平成30年8月2日まで (24か月間)</p>	<p>中部電力株式会社が発注する特定ハイブリッド光通信装置及び特定伝送路用装置の製造販売業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令が行われたため。</p> <p>※当該事業者には既に指名停止措置を講じているところであるが、今回の違反行為により指名停止期間を6か月追加して計24か月とする。</p>	<p>基準別表第2 2(2) ↓ &lt;期間短縮&gt; 基準第4条第3項第1号 ↓ &lt;24か月限度&gt; 基準第4条第2項第1号</p>
2	■■■■■	■■■■■	<p>※現在指名停止中 平成28年8月3日から 平成29年5月2日まで (9か月間) + 平成29年5月3日から 平成30年2月2日まで (9か月間) ↓ 平成28年8月3日から 平成30年2月2日まで (18か月間)</p>	<p>中部電力株式会社が発注する特定ハイブリッド光通信装置及び特定伝送路用装置の製造販売業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反事実の認定が行われたため。</p> <p>※当該事業者には既に指名停止措置を講じているところであるが、今回の違反行為により指名停止期間を9か月追加して計18か月とする。</p>	<p>基準別表第2 2(2) ↓ &lt;期間短縮&gt; 基準第4条第3項第1号</p>